

4 総務県民生活委員会における秋山文和県議の質疑

2016年3月4日

付託議案に対する質疑（総務部関係）

Q．秋山委員

- 1 第22号議案について、議員や非常勤職員が公務中にけがなどをして災害補償を受けることとなった場合で、傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の両方が支給される場合とは、どのような場合のことか。
- 2 1つの災害による補填の重複を避けるための調整率を、現行の0.86から0.88に改定する意味は何か。補償を受ける側の増減はあるのか。
- 3 第23号議案について、早出勤務は可能なのか。
- 4 上司の命令により2時間長く勤務した場合と、フレックスタイム制によって2時間長く勤務した場合とで、その勤務に対する手当の支給額に差が生じるということか。
- 5 この措置による財政効果はどうなるのか。
- 6 夫婦とも県職員で、同時に同一人に対する育児又は介護を行っている場合でも、夫婦ともにフレックスタイム制が適用可能となるのか。
- 7 介護を受ける者に、父母、兄弟、姉妹など親族の関係が必要であるか。他人の介護はどうか。
- 8 第24号議案について、現行の報告事項では、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」として1項目になっているが、今回の改正では、なぜ「職員の人事評価の状況」と「職員の研修の状況」の2つの項目に分けられているのか。
- 9 第25号議案について、退職管理条例は現在でも要綱があるようだが内容は同じか。
- 10 部長級の職員は法で条例と同じ規制がされ

ているとのことだが、過去に再就職の事例は何件あったか。

- 11 アルバイト、非常勤職員の場合は、規制の対象外か。
- 12 条例の対象は何人いるのか。また、部長級は何人いるか。
- 13 契約等事務の「等」は、何を想定しているか。
- 14 離職後3年目以降は働き掛けが可能なのか。
- 15 第26号議案について、恩給と年金の違いは何か。対象者は何人か。過去に恩給が支給停止されたケースはあるのか。
- 16 第67号議案について、対象者は何人か。0.05月分の増額で年間いくらになるのか。
- 17 第68号議案について、引き上げ対象人数は何人か。
- 18 臨時やパートなど引き上げ対象外の職員はいるのか。
- 19 引き上げに要する額は、平成27年度と平成28年度で、それぞれどのくらいか。

A．人事課長

- 1 厚生年金に加入している議員や非常勤職員などが、事故に遭って、一定程度の障害を負った場合、障害厚生年金が支給される。また、その事故が公務中に起こったものである場合、公務災害補償として、傷病補償年金が支給される。

厚生年金は、24時間、どこでけがを負ったとしても補償を受けられるが、公務災害補償は、公務中の災害のみを対象とするものである。つまり、公務中の災害であれば、傷病補償年金又は休業補償と、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金の両方が支給される。

- 2 傷病補償年金又は休業補償と、障害厚生年

金の双方が支給される場合、同一の災害に対する補填が重複して行われることとなるため、支給額の一部を併給調整する制度となっている。調整率は厚生労働省が算定している数字を使用しているが、今般、障害厚生年金全体の平均支給額が減少したことから、補償額の水準を保つため、公務災害補償としての傷病補償年金等の支給率を0.86から0.88に引き上げる改正を行うものである。したがって、改正前の補償額の水準を変えるものではない。

- 3 勤務時間を割り振ることができる時間をフレキシブルタイムと言うが、国は、人事院規則で午前7時から午後10時をフレキシブルタイムとしている。本県においても人事委員会規則で定めることとなるが、国に準じ、始業時刻は午前7時以降に割り振ることができることとしたいと考えている。
- 4 対象職員の勤務時間は各所属長が事前に決定するが、決められた正規の勤務時間を超えて勤務すれば、時間外勤務となり時間外手当を支給する。1日の正規の勤務時間の長さを変えることができるのがフレックスタイム制である。
- 5 例えば、夜間に用地交渉を行う職員や、正規の勤務時間外に記者発表対応を行う職員、県の業務システムで他の職員が利用している正規の勤務時間には行えないシステム改修を行う職員など、正規の勤務時間外でないと対応できない業務を行う職員について勤務時間の弾力的な割り振りを行うことによって、総実労働時間の縮減への寄与、定量的な時間外勤務の縮減が可能となる。
- 6 実際に育児や介護を行っている場合は、夫婦とも対象となる。
- 7 介護を行う範囲について、国は、人事院規則で、配偶者、父母、子、配偶者の父母については同居要件なしで対象としており、祖父母、孫、兄弟姉妹等は同居を要件として対象とし

ている。本県においても人事委員会規則で定めることとなるが、国と同様の範囲としたいと考えている。

- 8 条例により公表すべき事項は、法に具体的に列記されている。今回の地方公務員法の改正では勤務成績の評定が削除され、人事評価と研修が分かれて規定されたことから、条例の項目についても同様に2つの項目を分けて規定するものである。
- 9 今回の地方公務員法の改正と条例によって、これまでのいわゆる要綱に比べて対象が広がっている。要綱では民間企業のみを対象としていたが、法律では非営利企業も規制の対象となっており、また部長級、副部長級、課所長級の幹部職員の特例も盛り込まれている。一方、要綱では民間企業への再就職を原則禁止しており、その部分では働き掛け規制よりも強い規制になっている。要綱にある本県独自の取り組みである自粛の協力要請については、引き続き実施するとともに、法及び条例で定められた規定により退職管理の適正の確保を図り、県民の信頼を得ていくことが必要と考えている。
- 10 平成26年度に退職後、再就職した部長級職員は11人である。このうち民間企業に再就職した者は1人、医療法人や社会福祉法人などの非営利法人に再就職した者は10人である。
- 11 アルバイトや非常勤職員は、再就職先で責任ある立場に就いていないことから、規制の対象外としている。
- 12 平成26年度に副部長級、課所長級で退職し、条例の規制対象となる可能性がある営利企業等に再就職した者は33人である。また、部長級で退職し再就職した者は11人である。
- 13 契約等事務の「等」は、行政手続法に規定する処分、いわゆる許認可事務が該当する。具体的には、例えば食品営業の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可などが想定される。

- 14 働き掛け禁止期間は離職後2年間となっているため、3年目以降は法及び条例の規制の対象とはならない。
- 16 対象者は9人で、年間で約66万円である。
- 17 一般職員の給与条例とは別に、小中学校や高校の教員などを対象としている学校職員の給与条例もあるが、それらを含め、引き上げ対象人数は約6万人である。
- 18 非常勤職員や臨時職員については、条例の対象ではないが、常勤職員との均衡を考慮し、改定することになる。
- 19 平成27年度と平成28年度は同じ金額であり、約44億円である。

A．職員健康支援課長

- 15 恩給は、共済年金制度が施行された昭和37年12月以前に退職した公務員を対象とした制度である。昭和37年12月以降に退職した公務員には年金が支払われる。恩給の受給者数は、現在8人である。また、恩給の支給記録が電子化されている平成15年以降は、恩給の支給を停止した記録はない。

付託議案に対する質疑（県民生活部関係）

Q．秋山委員

- 1 第27号議案について、増設する会議室の収入額は250万円とのことだが、利用率でいうとどのくらいか。
- 2 それぞれの料金に「以下」とあるが、どのような取り扱いとなるのか。
- 3 第28号議案について、「試験に合格した消費生活相談員の配置」とあるが、具体的にはどのような資格なのか。
- 4 市町村の窓口にも多くの消費者が相談に訪れるが、市町村窓口の相談員は有資格者でな

くてもいいのか。

- 5 第48号議案について、「埼玉県文化芸術振興計画(案)」には、財源の記述がない。事業の実施には、財源は必須のものであり、相当の決意がなければ、事業の実現が難しい。どのように財源を手当てするのか、構想を伺いたい。
- 6 第69号議案について、税額控除以外の指定のメリットは何か。

A．文化振興課長

- 1 同じ面積を有する5つの会議室の状況を基に算定している。利用率としては、90%を想定している。
- 2 埼玉会館は埼玉県芸術文化振興財団が指定管理者として管理している。指定管理者は、条例に定める金額を上限に料金を定めるが、実際の料金は、知事の承認を経て定めることになる。
- 5 一般財源と特定財源である文化振興基金を活用し、計画を進めていく。各年度の予算については、議会の承認を得て決めていく。

A．消費生活課長

- 3 平成28年4月1日施行予定の改正消費者安全法において、消費生活相談員は、「内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関の行う資格試験に合格した者」又は「これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者」でなければならない、とされている。この新たな資格試験は平成28年度から実施される予定であり、現在準備が進められていると聞いている。
- この試験制度には経過措置が講じられており、一定の条件を満たす者は新たな資格試験に合格した者とみなされる。具体的には、独立行政法人国民生活センターが付与する「消

費生活専門相談員」の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」の資格、又は一般財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」の資格のいずれかを有し、かつ、地方公共団体における消費生活相談などの事務に5年以内に通算して1年以上従事した経験を有する者は、改めて資格を取り直さなくても合格者とみなされる。

4 市町村については、改正消費者安全法において消費生活相談員の配置が努力義務になっているが、県内市町村の相談員は、現行の3資格のいずれかを有する者が大半であり、みなし合格者に該当する者がほとんど聞いている。

A．共助社会づくり課長

6 指定法人では寄附金のほか協力会員も増加するなどの効果が表れている。また、「県指定」の名称により多くの方に活動内容や寄附金の活用方法を説明するきっかけとなり、県内企業へのアプローチもしやすくなったとの声を頂いている。

Q．秋山委員

- 1 第27号議案について、使用料の「以下」というのは、知事の承認を経て指定管理者が定めるとのことだが、実際にはどのくらいになるのか。
- 2 第48号議案について、一般財源や文化振興基金の財源を確保する構想を描いてほしい。財源について、明記すべきと考えるがどうか。

A．文化振興課長

1 既存の同じ面積の会議室では、午前は2,250円、午後は4,390円、夜間は5,

930円、1日は10,600円と、上限額の8割となっている。

2 一般財源と特定財源である文化振興基金を活用し、計画を進めていく。各年度の予算については、議会の承認を得て決めていくものと考えている。

Q．秋山委員

会議室の料金は土日も同じか。

A．文化振興課長

同じである。

付託議案に対する討論

秋山委員

第67号議案に反対の立場から討論する。

県政トップの給与値上げ提案であるが、期末手当の年間支給を3.10月から3.15月へと0.05月引き上げるもので、今年度から適用させるものである。今、県民の多くが消費税増税の負担増、物価の値上がり、賃金の伸び悩み、年金の目減りなど生活の苦しさを増している時であり、この引き上げには理解が得られない。県政トップは、既に恥ずかしくない給与水準にあるので、据え置くことが適当と判断するため、反対である。

請願に係る意見（議請第1号）

秋山委員

採択すべき立場から意見を述べる。

この請願の請願者は、弁護士であり、埼玉弁

護士会の会長を務めた方である。この安保関連法には、憲法学者の95%、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官、日弁連などが、明確に憲法違反と断じている。自民党推薦で国会の参考人として意見を述べた長谷部恭男早稲田大学法学大学院教授まで憲法違反とした。憲法に違反する法律の存在は許されない。一刻も早く廃止し立憲主義を取り戻すことが必要である。今月末には、安保関連法の施行日を迎える。南スーダンのPKOでは、政府軍が住民を襲撃するなど内戦状態が続いている。住民を守ろうとすれば政府軍と交戦する事態も起こり得る。正に憲法が禁止する交戦権そのものである。これまで戦闘による犠牲者を一人も出していない自衛隊員に犠牲者を出し、また外国人を殺すことの危険性が高まっている。安保関連法は一刻も早く廃止すべきだと考える。

だけである。

一方で、史上空前の大儲けを上げている大企業には減税のばらまきをするあべこべ政治である。

請願に係る意見（議請第2号）

秋山委員

採択すべきとの立場から意見を述べる。

いま日本経済は緩やかな回復基調にあると政府は強弁しているが、この3年間で労働者の実質賃金は5%下がり、正規雇用労働者数が27万人減少し、非正規労働者の割合は40%に達している。年収200万円以下の労働者は9年連続して1,000万人を超え、年金は目減りを続けている。昨年4月の消費税8%への増税以来、消費低迷が続いている。日本は、先進資本主義国の中でGDPが伸びない、経済が成長しない特異な国となっている。安倍自公政権は、どんなに消費が落ち込んでも、経済が低迷しても来年4月には10%への増税を強行する構えである。これでは、財政の立て直しも景気を良くすることもできない。庶民に1世帯年平均6万2,000円の大きな負担を押し付ける